

三菱自動車工業の一部生産停止の影響 に対応するための取組を実施

「特別経営相談窓口」の設置

「経営安定資金（セーフティネット特別）」の拡充

三菱自動車工業の一部生産停止により、本市においても、市内中小企業への影響が懸念されるため、「特別経営相談窓口」を設置し経営相談等に応じるとともに、既存の制度融資メニューの融資期間の延長により、資金繰り支援にあたります。

1 特別経営相談窓口の設置

経済局金融課、公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEA)、横浜市信用保証協会に、市内中小企業を対象とした、**特別経営相談窓口を設置します。(平成28年5月24日(火)より設置)**

○ 資金繰り・経営に関する相談【横浜市経済局金融課相談認定係】

受付時間:平日 午前8時45分～午後5時
(横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7階)
電話:045-662-6631 ファックス:045-651-3518

○ 経営全般に関する相談【公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEA)】

受付時間:平日 午前9時～午後5時
(横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7階)
電話:045-225-3711 ファックス:045-225-3738

○ 信用保証に関する相談【横浜市信用保証協会】

※5月20日より「自動車サプライチェーン等関連中小企業支援対策特別相談窓口(三菱自動車関連)」を設置済。

受付時間:平日 午前9時～午後5時20分

- ・本所 (中区山下町22 山下町SSKビル10階) 電話:045-662-6623 ファックス:045-661-0089
- ・北部支所 (港北区新横浜3-9-18 新横浜TECHビルB館6階) 電話:045-470-5600 ファックス:045-470-7170
- ・西部支所 (西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル7階) 電話:045-319-5335 ファックス:045-319-5340
- ・南部支所 (港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー22階) 電話:045-844-6621 ファックス:045-845-0641

2 「経営安定資金（セーフティネット特別）」の拡充

セーフティネット保証2号に対応する運転資金について、融資期間の上限を7年から10年に延長しました。

【制度概要】 「経営安定資金（セーフティネット特別）」

融資対象者	中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定に基づく認定を受けた方
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	他の経営安定資金とは別に2億8,000万円以内
融資期間	10年以内(据置12か月以内)
融資利率	年1.7%以内
保証料率	1.00%

※セーフティネット保証2号について官報告示の後、上記資金をご利用いただけるようになります。

【参考】セーフティネット保証2号の概要について（中小企業庁ホームページから引用）

1. 制度概要

○事業所の事業活動の制限(生産・販売数量の縮小)等によって経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で100%保証を行う制度。

2. 対象中小企業者

- (1)当該事業者と直接的又は間接的に取引を行っており、かつ、当該事業者の事業活動に20%以上依存している中小企業者 かつ、
- (2)当該事業活動の制限が開始された日以降のいずれか1か月間の売上高、販売数量等(以下、「売上高等」)の減少率の実績が前年同月比10%以上であり、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等の減少率の実績又は見込みが前年同期比10%以上であること
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

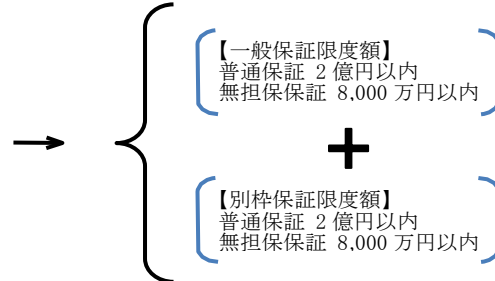
※当初1か月間の売上高等の把握については、中小企業者等の状況に応じて柔軟に対応。

※制限を受けた後2か月の売上高等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定申請することも可能。

※認定申請書には、売上高等の減少が当該事業者等の事業活動の制限によるものであることを明記することが必要。

3. 内容（保証条件）

- ①対象資金:経営安定資金
- ②保証割合:100%保証
- ③保証限度額:無担保8千万円、普通2億円(別枠)
- ④保証人:原則第三者保証人は不要



お問合せ先

横浜市経済局金融課長 長谷川 政男 Tel.045-671-2586
公益財団法人横浜企業経営支援財団経営支援部長 坂本 徳博 Tel.045-225-3714
横浜市信用保証協会営業統括課長 岡田 淳一 Tel.045-662-6623

※本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。